

業許可証の写し 及び 参照書類 の 目次

- ・ 業許可証の写し及び参照書類の目次 【計:1枚】
- ・ 統括表(許可証の写し) 【計:1枚】
- ・ 業許可証の写し 【計:9枚】
- ・ 許可の内容 — 《処分業》 — 【計:7枚】
 - 3、施設の概要 —
 - 金沢市申請時資料 (内:4枚)
 - 石川県申請時資料 (内:3枚)
 - 6、環境保全措置— 【計:7枚】
 - 石川県申請時資料
- ・ 許可の内容 — 《収集運搬業(産業廃棄物)》 — 【計:3枚】
 - 5、環境保全措置 —
 - 石川県申請時資料 (内:1枚)
 - 富山県共通申請時資料 (内:1枚)
 - 福井県共通申請時資料 (内:1枚)
- ・ 許可の内容 — 《収集運搬業(特別管理産業廃棄物)》 — 【計:4枚】
 - 5、環境保全措置 —
 - 石川県申請時資料 (内:3枚)
 - 富山市申請時資料 (内:1枚)



許可番号 第01728032155号

産業廃棄物処分業許可証

住所 石川県金沢市湊三丁目23番地2

①

氏名 株式会社金沢柿田商店
代表取締役 朝倉 建郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

石川県知事 馳 浩



許可の年月日 令和5年2月13日

許可の有効年月日 令和12年1月24日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理 (破碎、圧縮)

産業廃棄物の種類

破碎: 金属くず、がれき類 (金属くずが付着したものに限る。)

これらのうち石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く以上2種類

圧縮: 廃プラスチック類 (金属くずが付着したものに限る。)、金属くず、

「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」 (金属くずが付着したものに限る。)
これらのうち石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く以上3種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類の	設置場所	設置年月日	処理能力	許可年月日及び許可番号
破碎 (※1)	野々市市押野四丁目95番1 外7筆	平成9年5月11日	180 t / 日 (8時間)	平成13年2月1日・第12-114号
圧縮 (※2)	野々市市押野四丁目95番1 外8筆	平成9年9月5日	96 t / 日 (8時間)	—

※1 金属くず、がれき類

※2 廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年1月25日	新規	平成12年3月21日	変更	平成16年1月25日	更新
平成21年2月20日	更新	平成24年3月26日	優良基準適合確認		
平成24年4月25日	変更	平成28年3月22日	更新 (優良認定)		
令和5年2月13日	更新 (優良認定)				

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無



許可番号 第06020032155号

②

産業廃棄物処分業許可証



住所 石川県金沢市湊三丁目23番地2

名称 株式会社 金沢柿田商店 代表取締役 朝倉 建郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

金沢市長 山野 之義



許可の年月日 令和3年6月23日

許可の有効年月日 令和10年6月22日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 (A: 破碎、B: 圧縮、C: 選別)

(2) 取扱廃棄物の種類

廃棄物の種類	A	B	C	特記事項
燃 え 殻				閲 覧 用
汚 泥				
廃 油				
廃 酸				
廃 アルカリ				
廃プラスチック類		①	○	①金属くずが付着したものに限る。
紙 く ず			○	
木 く ず			○	
織 維 く ず				
動植物性残さ				
動物系固形不要物				
ゴ ム く ず				
金 属 く ず	○	○	○	
形くず、リットル物、破砕物		①	○	①金属くずが付着したものに限る。
鋳 さ い				
が れ き 類	①		○	①金属くずが付着したものに限る。
動物のふん尿				
動物の死体				
ば い じん				
政令第13号廃棄物				
自動車等破碎物	○	○	○	
石棉含有産業廃棄物				
水銀使用製品産業廃棄物				
水銀含有ばいじん等				

【備考】

1 これらのもののうち特別管理産業廃棄物を除く。

※表中の「○」は取扱いができるものを示す。(数字が記載されている項目は特記事項を確認すること。)

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	設置場所	設置年月日	処理能力	許可年月日	許可番号
がれき類等の破砕 取扱廃棄物	金沢市港三丁目23番地2	平成9年6月23日	300 t/日 (8時間)	平成13年2月1日	金沢産破第15号
圧縮 取扱廃棄物	金沢市港三丁目21番地2	平成11年1月26日	90 t/日 (10時間)		
選別 取扱廃棄物	金沢市港三丁目21番地	平成24年4月3日	68.6 t/日 (8時間)		

[取扱廃棄物の記号]
 ①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動物性残さ、
 ⑪動物系固形不要物、⑫ゴムくず、⑬金属くず、⑭ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、⑮紙さい、⑯がれき類、
 ⑰動物のふん尿、⑱動物の死体、⑲ばいじん、⑳政令第13号廃棄物、
 i自動車等破砕物、ii石綿含有産業廃棄物、iii水銀使用製品産業廃棄物、iv水銀含有ばいじん等

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成9年	6月23日	当初許可	平成11年	1月26日	変更許可
平成12年	7月24日	変更許可	平成14年	6月23日	更新許可
平成19年	6月23日	更新許可	平成24年	4月3日	変更許可
平成26年	6月27日	更新許可	令和3年	6月23日	更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無
有・無

閲 覧 用



許可番号第 01715032155 号

③

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 石川県金沢市湊三丁目 23 番地 2

氏名 株式会社金沢柿田商店
代表取締役 朝倉 建郎



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

石川県知事 馳 浩



許可の年月日 令和 6 年 8 月 29 日

許可の有効年月日 令和 13 年 7 月 13 日

1. 事業の範囲

(1) 積替え、保管を除く。

廃酸*
廃アルカリ*

(*: 水銀含有ばいじん等であるものを除く)

これらのうち石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く以上 2 種類

(2) 積替え、保管を含む。

汚泥*
廃油
廃プラスチック類
紙くず
木くず
繊維くず
ゴムくず
金属くず、
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
鉱さい*
がれき類

(*: 水銀含有ばいじん等であるものを除く)

これらのうち石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む以上 11 種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
裏面記載のとおり

3. 許可の条件

なし



【裏面に続く】

4. 許可の更新又は変更の状況

③

平成 7 年 7 月 1 4 日	新 規	平成 1 2 年 7 月 1 4 日	更 新
平成 1 5 年 4 月 2 4 日	変 更 届	平成 1 7 年 7 月 1 4 日	更 新
平成 2 2 年 7 月 1 4 日	更 新 更	平成 2 4 年 3 月 2 6 日	優 良 基 準 適 合 確 認
平成 2 4 年 4 月 2 5 日	変 更 更	平成 2 7 年 9 月 1 5 日	変 更
平成 2 9 年 5 月 1 6 日	変 更 更	平成 2 9 年 7 月 1 4 日	更 新 (優 良 認 定)
令和 6 年 6 月 6 日	変 更 届	令和 6 年 8 月 2 9 日	更 新 (優 良 認 定)

5. 積替え許可の有無 無
 市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 無

(積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ)

積替え場所の所在地	野々市市押野四丁目 9 3 番 1		
積替え場所の面積	1 9 0 . 9 m ²		
積替えを行う産業廃棄物の種類	汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、鉱さい、がれき類		
保管を行う産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類
積替え場所のうち保管場所の面積	3 . 6 m ²	1 . 4 4 m ²	1 0 . 0 m ²
保 管 上 限	1 . 8 m ³	0 . 6 m ³	1 9 . 6 2 m ³
積 み 上 げ る 高 さ	0 . 9 m	0 . 9 m	3 . 1 m
保管を行う産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	ゴムくず
積替え場所のうち保管場所の面積	1 0 . 0 m ²	1 . 8 m ²	1 . 8 m ²
保 管 上 限	1 9 . 6 2 m ³	0 . 6 m ³	0 . 6 m ³
積 み 上 げ る 高 さ	3 . 1 m	0 . 9 m	0 . 9 m
保管を行う産業廃棄物の種類	鉱さい	廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、がれき類	廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む)
積替え場所のうち保管場所の面積	1 . 8 m ²	1 0 . 0 m ²	5 . 0 m ²
保 管 上 限	0 . 6 m ³	1 9 . 6 2 m ³	4 . 0 m ³
積 み 上 げ る 高 さ	0 . 9 m	3 . 1 m	1 . 0 m
保管を行う産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」 (水銀使用製品産業廃棄物を含む)		
積替え場所のうち保管場所の面積	5 . 0 m ²		
保 管 上 限	1 . 4 4 m ³		
積 み 上 げ る 高 さ	1 . 0 m		

閲 覧 用

産業廃棄物収集運搬業許可証

④

住 所 石川県金沢市湊三丁目23番地2
 氏 名 株式会社金沢柿田商店
 (法人にあっては、名称 代表取締役 朝倉 建郎
 及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

富山県知事 新田 八朗



許可の年月日 令和4年11月4日
 許可の有効年月日 令和11年11月3日

1. 事業の範囲

収集運搬（積替え・保管を除く。）

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、
 金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

(これらのうち自動車等破砕物であるものを含み、石綿含有産業廃棄物であるものを除き、
 水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、水銀含有ばいじん等であるものを除き、
 特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(以上12種類)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

な し

3. 許可の条件

な し

閱 覧 用

4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年11月4日	収集運搬【新規許可】	許可番号	1600032155
平成15年11月4日	収集運搬【更新許可】	許可番号	1605032155
平成20年11月6日	収集運搬【更新許可】	許可番号	01600032155
平成25年1月15日	収集運搬【変更許可】	許可番号	01600032155
平成27年11月4日	収集運搬【更新許可】	許可番号	01607032155

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

備考

- 1 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。
- 2 この許可の効力は富山県の全区域に及ぶ。

5

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 石川県金沢市湊三丁目23番地2

氏名 株式会社金沢柿田商店 代表取締役 朝倉 建郎
(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県知事 杉本 達治



許可の年月日
許可の有効年月日

令和2年3月26日
令和9年1月31日

1. 事業の範囲

積替保管の有無

積替保管を含まない

産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)」及び陶磁器くず、がれき類 以上12種類
(自動車等破砕物を含む。)

(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を除く。)

(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとの積替えまたは保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限および積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新または変更の状況

(1) 平成18年 5月 1日 新規許可

(2) 平成23年 5月 1日 更新許可

(3) 平成25年 2月 1日 変更許可

・取り扱う産業廃棄物の種類に汚泥、廃酸、廃アルカリ、紙くず、繊維くず、「自動車等破砕物を含む。」を追加。

(4) 平成25年 2月 1日 更新許可・優良認定

(5) 令和 2年 3月26日 更新許可・優良認定

5. 積替え許可の有無 無

市名 - 許可番号 -

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有





許可番号第 01759032155 号

⑥

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 石川県金沢市湊三丁目23番地2

氏名 株式会社金沢柿田商店
代表取締役 朝倉 建郎



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

石川県知事 谷 本 正 憲



許可の年月日 令和 4年 3月19日

許可の有効年月日 令和11年 3月18日

1. 事業の範囲

積替え、保管を除く。

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

以上1種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

閱 覧 用

4. 許可の更新又は変更の状況

平成22年 3月19日 新規 平成27年 3月19日 更新（優良認定）
令和 4年 3月19日 更新（優良認定）

5. 積替え許可の有無

市名 無 許可番号 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無



許可番号 08553032155

7

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住	所	石川県金沢市湊三丁目23番地2
氏	名	株式会社金沢柿田商店
〔法人にあつては名称及び代表者の氏名〕		代表取締役 朝倉 建郎



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

富山市長 藤井 裕久



許可の年月日	令和4年3月11日
許可の有効年月日	令和11年3月10日

1. 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

収集運搬（積替え・保管を除く。）

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
（以上1種類）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし



3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成22年3月11日	【新規許可】	許可番号 08551032155
平成27年3月11日	【更新許可】	許可番号 08556032155

5. 積替え許可の有無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

様式第七号の8(第十条の四第二項第三号、同条第三項、第十条の九第二項、第十条の十六第二項、第十条の二十二第二項関係)

3. 施設の概要 (許可外処理施設)	
処理施設の種類の	がれき類等の破碎施設
設置場所	金沢市湊三丁目23番地2
設置年月日	平成 9年 6月23日
処理能力	300 t/日 (時)
廃棄物の種類	金属くず がれき類 (金属くずが削減したものに限り)
処理施設の処理方式及び設備の概要	富士車輛㈱製 スクラップシャー HSS-1250-125 フィーディングボックス付 全自動 製造番号 MS162
環境保全設備の概要	破碎施設は一方向開放の建物屋内に設置し、敷地内の全てをコンクリート舗装とし、産業廃棄物の飛散・流出を防止するとともに騒音・振動に対する生活環境保全に万全を尽くし、散水装置を設け、粉塵の発生防止に努める。

(日本工業規格 A列4番)

様式第七号の2(第十条の四第二項第一号、同条第三項、第十条の九第二項、第十条の十六第二項、第十条の二十二第二項関係)

3. 施設の概要 (許可外処理施設)	
処理施設の種別	圧縮施設
設置場所	金沢市湊三丁目23番地2
設置年月日	平成11年 1月26日
処理能力	90 t/日 (10h)
廃棄物の種別	廃プラスチック類 (金属くずが附着したものに限り) 金属くず ガラスくず及び陶磁器くず (金属くずが附着したものに限り)
処理施設の処理方式及び設備の概要	富士車輛製 スクラップペーラー HBP-410-180-70 根元締・自動横押出型 製造番号 MH-751
環境保全設備の概要	圧縮施設は一方開放の建物内に設置し、敷地内の全てをコンクリート舗装とし、産業廃棄物の飛散・流出を防止するとともに騒音・振動に対する生活環境保全に万全を尽くす。

(日本工業規格 A列4番)

様式第十号の2(第十条の四第二項第一号、同条第三項、第十条の九第三項、第十条の十六第二項、第十条の二十二第二項関係)

3. 施設の概要 (許可外処理施設)	
処理施設の種類の	選別施設
設置場所	金沢市湊三丁目 21番地
設置年月日	平成 24 年 4 月 3日
処理能力	混合廃棄物 68.6 t/日 (8h)
廃棄物の種類	廃プラスチック類 紙くず 木くず 金属くず ガラスくず及び陶磁器くず がれき類
処理施設の処理方式及び設備の概要	<p><選別> 太洋マテリアル製 フィンガースクリーン FSC-12C-6000型 (30mm×80L) 日本磁力選鉱機製 吊下式鉄片分離機 ベルトコンベア 2基</p> <p><後選別> 大東振動工学機製 パイプロフィーダ FDF-75-285L ベルトコンベア 1基</p>
環境保全設備の概要	選別施設は屋外に設置。敷地内の全てをコンクリート舗装とし、産業廃棄物の飛散・流出を防止するとともに騒音・振動に対する生活環境保全に万全を尽くす。

(日本工業規格 A列4番)

様式第十四号の3-2(第十条の四第二項第二号関係)

3. 運搬施設及び重機等の概要

(1) 運搬車両等の一覧

施設名	形式、寸法	登録番号	規模、能力(積載量)	備考
ショベルローダー	S15 545×231×272	石川 00 は 830	1.0 m ³	自社所有
ショベルローダー	LD10	58B00676	1.0 m ³	自社所有
油圧ショベル	SK200-6E	YN09-37914	0.7 m ³	自社所有
油圧ショベル	SK235SR-1E	YF03-01416	0.7 m ³	自社所有
ショベルローダー	SD25Z6	58202762	1.0 m ³	自社所有
フォークリフト	5FGL18-15608	金沢市 や 5287	1,750 kg	自社所有
油圧ショベル	SK260DL0-8	LL13-06341	900 kg	自社所有
油圧ショベル	PC120-6E0	75541	0.5 m ³	自社所有
フォークリフト	7FGL14	7FGL18-11372	1,300 kg	自社所有
油圧ショベル	SK70SR-2	YT06-20007	0.25 m ³	自社所有
油圧ショベル	SK115SR	YV04-03393	0.4 m ³	自社所有
フォークリフト	02-8FDL20	金沢市 や 5730	2,000 kg	自社所有
ショベルローダー	WDP-S75	金沢 000 る 462	1.0 m ³	自社所有
油圧ショベル	PC138US-10	43039	0.5 m ³	自社所有
油圧ショベル	SK235SRD-3	YF07-03134	0.8 m ³	自社所有
(2) その他の運搬施設概要				
シート、ドラム缶				

(日本工業規格 A列4番)

様式第七号の2(第十条の四第二項第一号、同条第三項、第十一条の九第二項、第十二条の十六第二項、第十三条の二十二第二項関係)

3. 施設の概要(許可外処理施設)	
処理施設の種別	破砕施設
設置場所	石川県野々市市押野四丁目97番2 外7筆 (石川県野々市市押野四丁目98、99-1、 99-1、99-2、99-1、99-2、97-2、138-1)
設置年月日	平成9年8月11日
処理能力	180 t/日 (8時間)
廃棄物の種別	金属くず がれき類 (金属くずが付着したものに限る)
処理施設の処理方式及び設備の概要	<p>[処理方式] 破砕(切断)</p> <p>[設備概要] フジ・マウントシャーHWSS-2000-IV (富士車輦製)</p> <p>油圧式スクラップシャーで各種鉄骨構造物、 鋼、鉄鋼及びパイプ等のスクラップを漁船 率に切断するよう設計製作したもの 許可年月日：平成13年2月1日 許可番号：第13-114号</p>
環境保全設備の概要	破砕施設は一方開放の建物屋内に設置し、床面はコンクリート舗装とし建屋には吸音材を取付けている。産業廃棄物の飛散・流出を防止するとともに騒音・振動に対する生活環境保全に万全を尽くす。また、散水装置を設け、消臭剤・殺虫剤を散布し、粉塵・悪臭及び害虫の発生防止に努める。

様式第七号の2(第十条の四第二項第一号、同条第三項、第十条の九第二項、第十条の十六第二項、第十三条の二十二第二項関係)

3. 施設の概要 (許可外処理施設)	
処理施設の種別	圧縮施設
設置場所	石川県野々市市押野四丁目 96 番 1 外 6 号 (石川県野々市市押野四丁目 91、92、93-1、 95-1、95-2、96-1、96-2、97-2、138-1)
設置年月日	平成 9 年 9 月 5 日
処理能力	96 t / 日 (8 時間)
廃棄物の種別	腐プラスチック類 (金属くずに付着したものに限る) 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (金属くずに付着したものに限る)
処理施設の処理方式及び設備の概要	〔処理方式〕 圧縮 (三方縮) 〔設備概要〕 ND, 4L 型三方式スクラップ締めプレス (森田ポンプ製) 本機は、鉄くず等を圧縮成形処理し、良質な製鋼原料化することを主目的としている。さらに各装置を稼働させるために油圧シリンダを採用しており、その油圧発生源には可変容積形油ポンプを使用している。
環境保全設備の概要	圧縮施設は一方開放の建物屋内に設置し、床面はコンクリート舗装とし天井には吸音材を取付けている。加えて、ポンプ・モーター類は地下に設置しており、産業廃棄物の飛散・流出を防止するとともに騒音・振動に対する生活環境保全に万全を尽くす。

優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項

許可の内容 — 《 処分業 》 — 3.施設の概要(許可外施設処理系計画)【合計:7枚】 —
石川県申請時資料【3/3枚】

処理施設の一覧【付表1】		※該当の処理施設は、イエローです。	
番号	施設の名称	処理能力・メーカー・型式	地番(野々市市押野四丁目)
1	フィーディングボックス (投入口)	富士車輜機 製 幅*長*深:2000*8000*1600(mm)	97番2
2	切断機 【 破砕施設 : 有価物・産業廃棄物 】	型番 HWSS-2000-VI フジ・マウントシャー メーカー 富士車輜機 処理能力 100t/日(8時間) シリンダ能力 1000TON(最大) 切断 刃物開口寸法 幅*高:2000*800(最小)~810(最大)(mm)	97番2
3	散水機 (ノズル)	ムラジ建設機 製 2個	97番2
4	供給ボックス	森田ポンプ機 製 幅*高*長:1800*1000*4100(mm) 成型品寸法 幅*高*長:600*700*L(mm) (Lは、投入量、原料により異なる。)	96番1
5	圧縮機 【 圧縮施設 : 有価物・産業廃棄物・ 今回取得したい一般廃 棄物も、こちらの機械で 処理します。 】	型番 No.41型 三方式スクラップ締めプレス 型式 41TA-6070-13 メーカー 森田ポンプ機 処理能力 98t/日(8時間) シリンダ能力【主押し能力】 2.5MN*2本 {250t*2本} シリンダ能力【横押し能力】 2.5MN*2本 {1.25MN*2本} {125t*2本} シリンダ能力【上蓋能力】 1.2MN*1本 {120t} 成型品寸法 幅*長*深:600*700*L(mm) (Lは、投入量、原料により異なる。)	96番1

番号	施設の名称	型式・登録番号 規模、処理能力(最大積載量)・他	地番(野々市市押野四丁目)
8	天井クレーン	(型式)→(登録番号)第1690号 (規模・能力)4.8t・(他)自社所有	97番2
7	リフマダ付ホイスト式 天井クレーン	(型式)→(登録番号)→ (規模・能力)2.8t×11,400Wレール形・(他)自社所有	96番1
8	パワー・ショベル	(型式)SK235SRJ-2・(登録番号)YE06-02713 (規模・能力)0.7m ³ ・(他)自社所有	97番2
9	パワー・ショベル	(型式)SK235SR-1E・(登録番号)YF02-01276 (規模・能力)0.7m ³ ・(他)自社所有	92番
10	ショベル・ローダ	(型式)SE-S55・(登録番号)石川900る183 (規模・能力)1.0m ³ ・(他)自社所有	92番
11	ショベル・ローダ	(型式)KDP-S74・(登録番号)金沢000る383 (規模・能力)1.0m ³ ・(他)自社所有	96番2
12	バリー・ショベル	(型式)SK75SR-3E・(登録番号)YF08-30839 (規模・能力)0.25m ³ ・(他)自社所有	96番2

様式第七号の5(第十条の四第二項第一号、同条第三項、第十一条の九第二項、第十一条の十六第二項、第十一条の二十二第二項関係)

6. 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

産業廃処理法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準、同法第15条の2に規定する産業廃棄物処理施設の技術上の基準及び同法第16条の2の3に規定する産業廃棄物処理施設の技術上の基準及び同法第15条の2の3に規定する産業廃棄物処理施設維持管理基準を遵守した措置を講じ、適正に廃棄物の処理を行う。

別紙を添付

(2) 保管施設において講ずる措置

産業廃処理法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準及び同法第12条第2項に規定する産業廃棄物保管基準を遵守し、適正に廃棄物の保管を行う。

別紙を添付

(3) 最終処分場において講ずる措置

該当なし

■優良産業廃棄物業者認定制度に係る公表事項 —
 許可の内容 — 《 処分業 》 — 8.環境保全措置【合計:7枚】 —
 石川県申請時資料【2/7枚】

付表5① 産業廃棄物の処分基準（中間処理）との比較表（施行令第6条関係）（破碎）

処 分 の 基 準	基 準 対 応
1 処分又は再生にあたっては、次によること。 (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。 (2) 処分又は再生に伴う騒音、振動又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。	1) 処理施設は、建屋内に設置しており、重量物のため、産業廃棄物の周辺環境への飛散・流出はない。 2) 騒音については定期的に測定等の措置を行う。壁、天井には吸音材を取り付け、機械を防振基礎の上に設置するため、基礎設計での騒音・振動ともに基準値以下であり規制基準を、満たしている。 【騒音について】基準が満たあり 1. 規制基準(防振基礎施設における基準) : 65dB(Aeq)で評価 2. 環境基準(住居地域における基準) : 55dB(Aeq)で評価 資料によると敷地境界の地点Dで65dB以下(65dB以下)なので、規制基準は満たしており、住居地域の地点Aでは60.8dB(Aeq)で評価なので、環境基準の60dBも満たしています。(資料参照) 年に3回測定し、基準を満たしているか確認する。
2 産業廃棄物の処分又は再生のための施設を敷設する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。	上記のとおり
8 産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。 (1) 保管は次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。 ア 周囲に雨（保管する産業廃棄物の荷重が直接当該雨にかかると見られる場合）がかかる構造である場合には、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。イ 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に産業廃棄物の処分又は再生のための保管の場所である旨その他産業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した標示板が破けられていないこと。	ア) 保管場所は、建屋内には設置している。廃棄物の荷重がかかる箇所は、鉄筋コンクリート造であり、構造耐力上安全である。 イ) 保管場所には、必要な事項を表示した標示板を設置する。また、雨を避け、マーカー等で区域を区別する。
(ウ) 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに騒音が飛散しないように必要な措置を講ずること。 ア 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水槽その他の設備を設けるとともに、床面を不透水性の材料で覆うこと。 イ 屋外において産業廃棄物を廃棄を用いずに保管する場合には、積み上げられた産業廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。 ウ その他必要な措置	ア) 排水は雨水のみであるが、排水設備を通して排水する。施設内の床面は、コンクリート仕上げとなっているため、地下浸透のおそれはない。 イ) 屋外では、囲いを設け、マーカー等にて、境界線を明記し、保管基準に反しないように適正に積み上げる。
(9) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。	定期的に消毒薬を撒布し、適時、薬剤を散布して害虫の発生を抑える。
(4) 当該産業廃棄物の処理施設において、適切な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えて保管を行ってはならないこと。	マニフールドと産業廃棄物が一致する管理をし、処分されたことを確認した後、引取りを拒むとも交付日から30日以内に掛川市業者が届くように搬送する。
(5) 保管する産業廃棄物（当該産業廃棄物に係る処理施設が同時に当該産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものの処理施設である場合には、当該一般廃棄物を含む。）の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14（木くず又はつばき）破片の再生を行う処理施設においては20、アクリルコンクリート破片の再生を行う処理施設においては70、底クイヤを11月から3月に保管する場合は80）を算じて得られる数量を超えないようにすること。	液体廃棄物 合計トン数 433.1t 処理施設の処理能力：180t/日 433.1/180=2.4日分<1.4日分 ※保管施設の一覧（付表8）のとおり

優良廃棄物処理業者認定制度に係る公表事項
 許可の内容 — 《 処分業 》 — 6.環境保全措置【合計:7枚】 —
 石川県申請時資料【3/7枚】

(破壊)

付表5② 産業廃棄物処理施設の技術上の基準との比較表 (規則第12条、第13条の2関係)

技 術 上 の 基 準	基 準 対 応
1. 自重、積載荷重その他の荷重、地耐力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。	処理施設は、床面、壁ともにコンクリート厚さ600ミリ～1200ミリ仕上げ、基礎地盤上に設置しており、潤滑は常備にて使用するため、構造耐力上安全である。
2. 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬液等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。	当該処理施設において、排ガス及び排水は発生しない。
3. 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。	処理施設は、建屋内に設置しており、当該処理施設における産業廃棄物は固形状の量置物のため飛散・流出・悪臭のおそれはない。
4. 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。	敷地境界での騒音・振動ともに基準65dB以下であり規制基準を、満たしている。 [騒音について] 基準が2種類あり 1. 規制基準(事業場敷地境界における基準):65dB(LAeqで評価) 2. 環境基準(住居敷地における基準):60dB(LAeqで評価) 資料によると敷地境界の地点①②で65dB以下(LAeqで評価)なので、 規制基準は〇で、住居敷地の地点③では59.6dB(LAeqで評価)なので 環境基準のBNDは〇です。(添付資料) 年に1回測定し、基準を満たしているか確認する。
5. 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障を生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。	排水は雨水のみであるが、排水分間槽を経由して排水する。
6. 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。	被処理廃棄物 合計トン数 493.1t 処理施設の処理能力:180t/日 ※保管施設の一覧(付表9)のとおり

個別基準 (破壊)

技 術 上 の 基 準	基 準 対 応
2. 被粉によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。	処理施設は、建屋内に設置しており、飛散・流出のおそれはないが、粉じん防止のため散水設備を設ける。

(破砕)

付表5③ 産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準との比較表 (規則第12条の6・7関係)

技 術 上 の 基 準	基 準 対 応
1 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量をを行うこと。	産業廃棄物の受入れでは、マニフェスト内容の確認、トロッカスケールでの計量、内容物の目視等により処理可能な産業廃棄物であることを確認する。性状、成分が不明な廃棄物については原則受入れを行わない。
2 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を越えないように行うこと。	毎日の処理量を計測器で計測し、マニフェストや目録等で記録管理する。
3 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	異常な事態が発生した時には、直ちに処理施設を停止し、関係者へ連絡するとともに、産業廃棄物の流出抑制、回収等の措置を講じる。また、安全が確認されてから運転を再開する。
4 施設の正常な稼働を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	日常点検や定期点検により処理施設が正常に稼働するようにメンテナンスを行う。
5 産業廃棄物の飛散及び流出並びに騒音の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	処理施設は、建屋内に設置しており、当該処理施設における産業廃棄物は固形状の廃棄物のため飛散・漏出・悪臭のおそれはない。
6 蚊、ハエ等の発生の防止に努め、槽内の清潔を保持すること。	事業場内を定期的に清掃し、適時、薬剤を散布して害虫等の発生を抑える。
7 苦しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	敷地境界での騒音・振動ともに基準65 d B以下であり規制基準を、満たしている。 【騒音について】基準が複数あり ① 掘削基準(事業場敷地境界における基準):65dB(A,05で評価) ② 振動基準(住戸敷地における基準):50dB(LAeqで評価) 資料によると敷地境界の地点①で65dB以下(0.05で評価)なので、当該基準は満たしており、住戸敷地の地点②では70, 20B(LAeqで評価)なので、当該基準の60dBも満たしています。(添付参照) 年に1回測定し、基準を満たしているか確認する。
8 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	粉じん防止のための散布は必要最低限のものであり、処理施設から直接的な排水の放流はないが、排水分降着を經由して排水する。
9 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置(法第81条の2第1項に規定する応急の措置を含む。)の記録を作成し、三年間保存すること。	処理施設の維持管理に関する点検・検査の記録や事故時の措置報告書等を三年間以上保存する。

個別基準 (破砕)

技 術 上 の 基 準	基 準 対 応
1 破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	処理施設は、建屋内に設置しており、飛散・漏出のおそれはないが、粉じん防止のため散水を行う。

優良産業廃棄物処理業者認定制度に係る公表事項
 許可の内容 — 《 処分業 》 — 6.環境保全措置【合計:7枚】
 石川県申請時資料【5/7枚】

付表5① 産業廃棄物の処分基準（中間処理）との比較表（施行令第6条関係）（圧縮）

処 分 の 基 準	基 準 対 比
1 処分又は再生にあたっては、次によること。 (1) 産業廃棄物が飛散し、及び燃出しないようにすること。 (2) 処分又は再生に伴う騒音、振動又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。	① 処理施設は、建屋内に設置しており、重量物のため、産業廃棄物の周辺環境への騒音・流出はない。 ② 騒音については定期的に測定等の措置を行う。壁、天井には吸音材を張り付け、機械を防振基礎の上に設置するため、敷地境界での騒音・振動ともに基準65dB以下であり規制基準を、満たしている。 【騒音について】基準が2種類あり 1.規制基準(産業廃棄物処理場における基準)：65dB(LAeq)で評価 2.環境基準(住居敷地における基準)：60dB(LAeq)で評価 資料によると敷地境界の地点①で65dB以下(4.05で評価)なので1.規制基準は満たしており、住居敷地の地点②では60.2dB(LAeq)で評価なので2.環境基準の60dBも満たしています。(5/15)年1回測定し、基準を満たしているが確認する。
2 産業廃棄物の処分又は再生のための施設を配置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。	上記1のとおり
3 産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。 (1) 保管は次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。 ア 周囲に囲い（保管する産業廃棄物の荷重が敷設区域にかかる荷重である場合にあっては、当該付近に於いて構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。 イ 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に産業廃棄物の処分又は再生のための保管の場所である旨その他産業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した表示板が設けられていること。	ウ) 保管場所は、建屋内に設置している。 廃棄物の荷重がかかる箇所は、鉄筋コンクリート造であり、構造耐力上安全である。 エ) 保管場所には、必要事項を表示した表示板を設置する。また、囲いを設け、マーカー等で区域を明記する。
(2) 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が飛散しないように必要な措置を講ずること。 ア 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、床面を不浸透性の材料で敷くこと。 イ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合は、積み上げられた産業廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。 ウ その他必要な措置	ウ) 排水は雨水のみであるが、雨水分離槽を通して排水する。施設内の床面は、コンクリート仕上げとなっているため、地下浸透のおそれはない。 エ) 屋外では、囲いを設け、マーカー等にて、境界線を明記し、保管基準に反しないように適正に積み上げる。
(3) 保管の場所には、ねぐみが生じし、及び埃、はえその他の害虫が発生しないようにすること。	定期的に作業場内を清掃し、適時、薬剤を散布して害虫等の発生を抑える。
(4) 当該産業廃棄物の処理施設において、適切な処分又は再生を行うために守むを得ないと認められる期間を超過して保管を行ってはならないこと。	マニフェストと産業廃棄物が一致する管理をし、処分されたことを確認した後、1回を越くとも交付日から90日以内に排出業者に戻るように搬送する。
(5) 保管する産業廃棄物（当該産業廃棄物に係る処理施設が同時に当該産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものの処理施設である場合にあっては、当該一般廃棄物を含む。）の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14（木くず又はコンクリート破片の再生を行う処理施設においては28、7/777外コンクリート破片の再生を行う処理施設においては70、碎タイヤを11月から3月に保管する場合は60）を超過して得られる数量を超過しないようにすること。	産業廃棄物 合計トン数 178.4t 処理施設の処理能力：98t/日 178.4/98=1.8日分<1.4日分 ※保管施設の一括（付表5）のとおり

(圧縮)

付表 5 ② 産業廃棄物処理施設の技術上の基準との比較表 (規則第 12 条、第 12 条の 2 関係)

技 術 上 の 基 準	基 準 対 応
1 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。	処理施設は、床面、壁ともにコンクリート厚さ500ミリ～1200ミリ仕上げ、基礎地盤上に設置しており、温度は常温にて使用するため、構造耐力上安全である。
2 産業廃棄物、産廃処理物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。	当該処理施設において、排ガス及び排水は発生しない。
3 産業廃棄物の飛散及び漏洩並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。	処理施設は、建屋内に設置しており、当該処理施設における産業廃棄物は円形状の重集物のため飛散・流出・悪臭のおそれはない。
4 苦しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。	敷地境界での騒音・振動ともに基準66dB以下であり規制基準を、満たしている。 【騒音について】基準が2種類あり 1. 規制基準(事業場敷地境界における基準) : 66dB (LAeqで評価) 2. 隣接基準(住居敷地における基準) : 40dB (LAeqで評価) 資料によると敷地境界の地点①②で65dB以下(LAeqで評価)なので1. 規制基準は満たしており、住居敷地の地点で59.2dB (LAeqで評価)なので2. 隣接基準の60dBも満たしています。(資料参照) 年に1回測定し、基準を満たしているか確認する。
5 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。	排水は雨水のみであるが、雨水分離槽を経由して排水する。
6 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に及び、十分な容量を有するものであること。	圧縮廃棄物 合計トン数 178.4 t 処理施設の処理能力 : 96 t / 日 $178.4 / 96 = 1.8$ 日分 < 1.4 日分 ※保管施設の一覧(付表3)のとおり

個別基準 (圧縮)

技 術 上 の 基 準	基 準 対 応
1 液種によって生ずる粉じん周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。	処理施設は、建屋内に設置しており、飛散・流出のおそれはないが、粉じん防止のため散水設備を設ける。

優良産業廃棄物処理業者認定制度に係る公表事項
許可の内容 — 《 処分業 》 — 6.環境保全措置【合計:7枚】 —
石川県申請時資料【7/7枚】

(圧縮)

付表5⑤ 産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準との比較表 (規則第12条の6・7関係)

技 術 上 の 基 準	基 準 対 応
2 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	産業廃棄物の受入れでは、マニフェスト内容の確認、トラックスケールでの計量、内容物の目視等により処理可能な産業廃棄物であることを確認する。性状、成分が不明な廃棄物については原則受入れを行わない。
2 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	毎日の処理量を計量器で計測し、マニフェストや日報等で記録管理する。
3 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事象が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	異常な事象が発生した時には、直ちに処理施設を停止し、関係者へ連絡するとともに、産業廃棄物の流出抑制、回収等の措置を講じる。また、安全が確認されてから運転を再開する。
4 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	日常点検や定期点検により処理施設が正常に稼働するようにメンテナンスを行う。
5 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発生を防止するために必要な措置を講ずること。	処理施設は、建屋内に措置しており、当該処理施設における産業廃棄物は同形状の資棄物のため飛散・流出・悪臭のおそれはない。
6 蚊、はえ等の発生を防止に努め、構内の清潔を保持すること。	事業場内を定期的に清掃し、薬剤を散布して害虫等の発生を抑える。
7 若い騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	敷地境界での騒音・振動ともに基準65dB以下であり規制基準を、満たしている。 【騒音について】基準が2領域あり 1. 昼間基準(産業廃棄物処理場における基準):65dB(A0Fで評価) 2. 夜間基準(住居敷地における基準):50dB(LAeqで評価) 資料によると敷地境界の地点①で56dB以下(LA0Fで評価)なので、規制基準は満たしており、住居敷地の地点②では50.2dB(LAeqで評価)なので、環境基準の50dBも満たしています。(添付参照) 年に1回測定し、基準を満たしているか確認する。
8 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	粉じん防止のための散布は必要最低限のものであり、処理施設から直接的な排水の放流はないが、油水分離槽を経由して排水する。
9 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置(法律 21 条の2第1項に規定する応急の措置を含む。)の記録を作成し、三年間保存すること。	処理施設の維持管理に関する点検・検査の記録や事故時の指図報告書等を三年間以上保存する。

個別基準 (圧縮)

技 術 上 の 基 準	基 準 対 応
1 粉塵によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	処理施設は、建屋内に設置しており、飛散・流出のおそれはないが、粉じん防止のため散水を行う。

(第5面)

5. 環境保全措置の概要 (運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

(1) 運搬に際し講ずる措置

飛散防止の為、ダンプ・キャブオーバでの運搬時はシート掛け及びワイヤー掛けを行う。

容器を使用する際は、転倒防止の為ワイヤーで荷台に固定する。

汚泥・鉱さいは、オープンドラムに入れ、蓋を閉め密閉し運搬する。

廃油・廃酸・廃アルカリは、他の廃棄物と混合することのないよう区分し、クローズドドラム缶に入れ密閉し運搬する。

固形物は、出来るだけ荷台に直積みせず、ボックスに入れ運搬する。直積みする際は、飛散等しないように運搬時はシート掛け及びワイヤー掛けを行う。

過積載に、十分注意する。

運搬に際しては、振動や騒音を考慮し商店街や住宅密集地を迂回した運搬経路を指示徹底しタイヤ・車両等の洗浄に努め、道路美化等に努める。

収集及び運搬に係る産業廃棄物の種類、当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項を記載した文章を携帯し、記載内容を遵守する。(WBS等により、産業廃棄物の性状等を確認し、それぞれの性質に応じて、収集運搬及び積替え保管を行うとともに、処分業者に伝える。)

石綿含有産業廃棄物については、別紙対応表参照

(2) 積替え保管施設において講ずる措置

別紙の通り対応表参照

(3) その他

該当なし

(第5面)

5. 環境保全措置の概要 (運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ① 運搬においては、飛散、流出を防止するため、シート掛けを行う。また、必要に応じてロープ掛け等の措置を講じる。
- ② 収集運搬する際には、悪臭、振動、騒音によって生活環境保全上支障のないようにする。
- ③ 過積載をしないよう十分注意する。
- ④ タイヤ、車体等の洗浄に努め、道路美化等に努める。
- ⑤ 廃油、廃酸、廃アルカリについては、密閉容器に収納し荷崩れを起こさないようロープ掛け措置を講じる。
- ⑥ 汚泥は、密閉容器若しくは、コンテナに入れて運搬する。
- ⑦ 強風等により飛散が予想される場合には、積み下ろし作業等を自粛する。
- ⑧ ショベル・ローダで運搬時の飛散流出防止措置

◎水銀使用製品産業廃棄物の運搬について破砕することのないよう、かつ、その他の物と混合するおそれのないように以下のとおり運搬する。

- ・直管蛍光灯(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)を蛍光灯専用ケースに入れ運搬する。
- ・水銀体温計及び水銀式血圧計(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)をビニール袋に入れた物を、ペール缶に入れて運搬する。
- ・他の物と混合しないよう、区分して収集運搬する。

(2) 積替施設又は保管施設において講ずる措置

該当なし

様式第一号の4 (第九条の二第二項第一号、同条第三項、第十條の十二第二項関係)

5. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

輸搬時には、ボックス、ドラム缶及びリタンクを使用するなどして他の産業廃棄物と混ざらないように積載する。

また、運搬時に産業廃棄物が飛散しないようにシート及びワイヤーを使用し、過積荷にも十分注意する。

運搬に際しては、振動や騒音を考慮し高圧街や住宅密集地を迂回した運搬経路を指示徹底し、タイヤ、車体等の洗浄に努め、道路汚染等に努める。

また、運搬車の車体の外側に、環境省で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、収集及び運搬を行う者は、その収集及び運搬に係る産業廃棄物の種類、当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項を記載した文書を携帯し、記載内容を遵守する。

(2) 積み替え設備施設において講ずる措置

該当なし

(3) その他

様式第一号の4

5. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

別添1～5のとおり

(2) 積替え保管施設において講ずる措置

該当なし

(3) その他

別添 1-5-1 特別管理産業廃棄物収集運搬基準との比較表

(施行令第6条の5第1項関係)

収 集 運 搬 の 基 準	基 準 対 応
<p>1. 収集又は運搬にあたっては、次のこと。</p> <p>(1) 特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。</p> <p>(2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>(1) 廃油をドラム缶、ガソリンタンク・専用オイル缶に入れ、それをコンテナに収納し、ワイヤー・ガッチャ等で固定し、シート・ネット等でおおって運び、飛散や流出しないようにする。</p> <p>(2) 容器等は必ずキャップや蓋などで密閉してからコンテナに収納し、ワイヤー・ガッチャ等で固定し、シート・ネット等でおおって運び、蓋が開けるおそれのないものとし、運搬の際は徐行に努め、急発進急停車に注意し、スピードに気を付けて運転し、日常点検等の整備点検時も異常があればすぐに修理や整備をし、騒音や振動によって支障が生じないようにする。</p>
<p>2. 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬のための施設を設ける場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>容器等は必ずキャップや蓋などで密閉してからコンテナに収納し、ワイヤー・ガッチャ等で固定し、シート・ネット等でおおって運び、容器等は、日常点検等により、腐や劣化等がないか確認することを務め、蓋が開けるおそれのないものとし、運搬の際は徐行に努め、急発進急停車に注意し、スピードに気を付けて運転し、日常点検等の整備点検時も異常があればすぐに修理や整備をし、騒音や振動によって支障が生じないようにする。</p> <p>万一、漏出等により運搬施設に付着した際は、ウエス等により拭き取りを行う。</p>
<p>3. 船舶を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する船舶である旨その他の事項をその船体の外側に見やすいように表示し、かつ、当該船舶に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。</p>	<p>該当なし</p>
<p>4. 収集又は運搬は、次のように行うこと。</p> <p>(1) 特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。</p> <p>(2) 特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集し、又は運搬すること。ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして環境省令で定める場合(環境省令第6条の5第1項第2号イロニシテ「特別管理産業廃棄物の収集運搬業務に使用する船舶(以下「船舶」という。)は、当該船舶の船体(以下「船体」という。)の外側に、当該船舶が特別管理産業廃棄物の収集運搬業務に用いられる旨その他の事項を、見やすいように表示し、かつ、当該船舶に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。)</p>	<p>(1) 容器等は必ずキャップや蓋などで密閉してからコンテナに収納し、ワイヤー・ガッチャ等で固定し、シート・ネット等でおおって運び、容器等は、日常点検等により、腐や劣化等がないか確認することを務め、蓋が開けるおそれのないものとし、運搬の際は徐行に努め、急発進急停車に注意し、スピードに気を付けて運転し、日常点検等の整備点検時も異常があればすぐに修理や整備をし、騒音や振動によって支障が生じないようにする。</p> <p>(2) 特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集し、又は運搬する。なお、マニュアル等では、他の廃棄物と混載した場合には、その廃棄物も特別管理産業廃棄物として取り扱うこととされている。</p>
<p>5. 運搬車及び運搬容器は、特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し、及び悪臭が漏れるおそれのないものであること。</p>	<p>密閉可能な容器を使用するため、飛散・流出及び悪臭が発生するおそれはない。</p>
<p>6. 運搬用バイブラインは、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に用いてはならないこと。ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。</p>	<p>該当なし</p>
<p>7. 収集又は運搬を行う者は、その収集又は運搬に係る特別管理産業廃棄物の種類その他の環境省令で定める事項(「収集又は運搬に係る特別管理産業廃棄物の種類」、「当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項」)を文書に記載し、及び当該文書を携帯すること。ただし、特別管理産業廃棄物を収納した運搬容器に当該事項が表示されている場合は、この限りでない。</p>	<p>収集運搬に係る特別管理産業廃棄物の種類や取り扱い際に注意すべき事項を記載した文書を携帯する。</p>
<p>8. 運搬車の車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。</p>	<p>運搬車の車体の側面には、特別管理産業廃棄物の収集・運搬に使用する運搬車である旨、氏名又は名称及び許可番号を見やすいように表示し、かつ、その運搬車に許可証の写し及び産業廃棄物管理票(電子マニュアルを使用する場合、電子情報処理機器の使用を証する書面等)を備え付ける。</p>

優良産業廃処理業者認定制度に係る公表事項

許可の内容 《 収集運搬業(特別管理産業廃棄物) 》 5.環境保全措置【合計:4枚】
石川県申請時資料【3/3枚】

<p>9 感染性産業廃棄物又は廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物若しくはポリ塩化ビフェニル処理物(以下、PCB廃棄物という。)の収集又は運搬を行う場合には次によること。</p>	<p>該当なし</p>
<p>ホ 必ず運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること。 へ PCB廃棄物を収納する運搬容器は、次の構造を有するものであること。 ① 密閉できることその他のPCBの漏洩を防止するために必要な措置が講じられていること。 ② 収納しやすいこと。 ③ 損傷しにくいこと。</p>	<p>該当なし 該当なし</p>
<p>へ 感染性廃棄物を収納する運搬容器は、次の構造を有するものであること。 ① 収納しやすいこと。 ② 損傷しにくいこと。 ③ 密閉できること。</p>	<p>該当なし</p>

様式第一号の4 (規第九條の二第二項第一号、同條第三項、第十條の十二第二項関係)

5. 環境保全措置の概要 (運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・ キャブオーバー で、廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。) を運搬する場合は、ボックス、ドラム缶及びポリタンクを使用することで、液体の飛散流出及び悪臭の発散を防止し、さらに飛散防止のため、車両にロープで固定し、必要に応じて、シート掛けも行う。
- ・ 収集運搬に伴う騒音、振動によって生活環境保全上の支障が生じないように、アイドリングストップを励行する。
- ・ 特別管理産業廃棄物が他の廃棄物と混合するおそれのないよう、区分して収集し、又は運搬を行なう。
- ・ 特別管理産業廃棄物の種類、当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項を文章に記載し携帯する。

(2) 積替え保管施設において講ずる措置

該当なし

(3) その他